

RO/NJ合同更新講習会

RRS 2025-2028



ルール改定解説
ARO/LRO・NJB共同開催用

NJBパート



**このパートはNJB向けの内容となります
特にジャッジ向けの内容を抜き出して解説します**

- **本資料は、セーリング競技規則（以下RRS） 2025-2028の、RRS2021-2024からの改正における変更点を整理、一覧、解説するものです**
- **RRSの原文（英文）には変更がなく、日本語訳文のみが変更された部分については、一部を除き、触れていません**
- **RRSの順番が変更されたものについては触れていません**
- **World Sailingによる修正点は最後にまとめて記載しています**
- **本資料の一部または全部を許可なく複製・転載（SNS含む）しないでください**

DEFINITIONS 定義

2021

マークルーム 艇が、求められた側で マーク を通過するための ルーム。また、
(a) 艇の プロパー・コース が マーク に向かって近づくことである場合、マーク へ帆走するための ルーム。
(b) マーク と接触せずに コースの帆走 を行うのに必要なだけの、マーク を回航または通過するための ルーム
ただし、艇の マークルーム には、その艇に マークルーム を与える必要がある他艇の内側かつ 風上 でその艇が オーバーラップ しており、かつタックした後に マーク を フェッチング することになる場合を除き、タックするための ルーム は含まれない。

2025

マークルーム 艇が以下のことを行うためのルームを マークルーム という。
(a) 艇の プロパー・コース が マーク に向かって近づくことである場合、マーク へ帆走するための ルーム。
(b) 求められた側で マーク を回航または通過する。
(c) マーク をスターンの後方にして離れる。

マークルームをいつまで与えるかが明確に
NJ: (c) によりマーク回航直後のジャイブまでマークルームに含まれることがある
→ 規則10か規則18.2のどちらが適用されるか判決が変わる



従来規則（RRS2021-2024）の内容を記載

※この記載がないものは、
新規に追加された規則を示します。

改定規則（RRS2025-2028）の内容を記載

※変更箇所は赤字、和訳のみ変更は青字

変更のポイントを記載

改定理由や注意事項を記載

16
©2025 Japan Sailing Federation

※上記に沿わない箇所もあります

DEFINITIONS

定義



2025

連続した障害物 この用語を用いている規則にかかわる最も短い艇体の艇が、障害物に沿ってその艇の3艇身以上にわたって通過することになるものを連続した障害物という。

ただし、航行中の船舶、レース中の艇、マークを兼ねるレース委員会船は連続した障害物ではない。

連続した障害物を定義として定めた
→複数の艇が関係する状況でも、どこからが連続した障害物か明確になる

2021

マークルーム 艇が、求められた側でマークを通過するためのルーム。また、
(a) 艇のプロパー・コースがマークに向かって近づくことである場合、マークへ帆走するためのルーム。
(b) マークと接触せずにコースの帆走を行うのに必要なだけの、マークを回航または通過するためのルーム
ただし、艇のマークルームには、その艇にマークルームを与える必要がある他艇の内側かつ風上でその艇がオーバーラップしており、かつタックした後にマークをフェッチングすることになる場合を除き、タックするためのルームは含まれない。

2025

マークルーム 艇が以下のことを行うためのルームをマークルームという。
(a) 艇のプロパー・コースがマークに向かって近づくことである場合、マークへ帆走するためのルーム。
(b) 求められた側でマークを回航または通過する。
(c) マークをスターンの後方にして離れる。

マークルームをいつまで与えるかが明確に

NJ:(c)によりマーク回航直後のジャイブまでマークルームに含まれることがある

→免罪されない規則10か規則18.2のどちらが適用されるか判決が変わる

2021

プロパー・コース この用語を用いている規則に関わる他艇がない場合、コースの帆走のため、およびできるだけ早くフィニッシュするために選択するであろうコースをプロパー・コースという。スタート信号前、艇にはプロパー・コースはない。

2025

プロパー・コース この用語を用いている規則に関わる他艇がない場合、自分がいると思っているレグをできるだけ早く完了するために選択するであろうコースをプロパー・コースという。スタート信号前、艇にはプロパー・コースはない。

2021

プロパー・コース この用語を用いている規則に関わる他艇がない場合、コースの帆走のため、およびできるだけ早くフィニッシュするために選択するであろうコースをプロパー・コースという。スタート信号前、艇にはプロパー・コースはない。

追加
改正

プロパー・コース この用語を用いている規則に**かかわる**他艇がない場合、**できるだけ早くコースを帆走するために選択するであろうコース**をプロパー・コースという。スタート信号前、艇にはプロパー・コースはない。

英文では「as soon as possible」→「as quickly as possible」に変更
レグの完了だと、規則18.4が適用される場合や、風下マークを艇が回航する時に影響が出てきてしまう
→意図しない改定を修正したもので、従来通り

PART 2 WHEN BOATS MEET

第2章 艇が出会った場合



A節・D節は変更なし

2021

14 接触の回避

艇は、常識的に可能な場合には、他艇との接触を回避しなければならない。ただし、航路権艇、または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

2025

14 接触の回避

常識的に可能な場合には、艇は、

- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
 - (b) 艇同士の接触を引き起こしてはならない。
 - (c) 艇と回避しなければならない物体との接触を引き起こしてはならない。
- ただし、航路権艇、または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

自艇だけでなく、他艇同士や艇以外の物体との接触を避けることが追加
→接触の原因となるような行動をしてはならない
NJ: 判決の書き方が変わる

2021

17 同一タックでのプロパー・コース

クリア・アスターン艇が、同一タックの相手艇の風下に自艇の2艇身以内でオーバーラップした場合には、両艇が同一タックで2艇身以内の間隔でオーバーラップが続いている間、その風下艇はプロパー・コースより風上を帆走してはならない。ただし、その風下艇がプロパー・コースより風上を帆走することにより、直ちに相手艇の後方となる場合を除く。ただし、その風上艇が規則13により避けている必要がある間にオーバーラップした場合には、適用されない。

2025

17 同一タックでのプロパー・コース

クリア・アスターン艇が、同一タックの相手艇の風下に自艇の2艇身以内でオーバーラップした場合には、両艇が同一タックで2艇身以内の間隔でオーバーラップが続いている間、その風下艇はプロパー・コースより風上を帆走してはならない。ただし、その風下艇がプロパー・コースより風上を帆走することにより、直ちに相手艇の後方となる場合を除く。~~ただし、その風上艇が規則13により避けている必要がある間にオーバーラップした場合には、適用されない。~~

適用されない条件が削除し、規則をよりシンプルでわかりやすく
NJ: 風上艇が風位を越えたタイミングでの位置関係が重要

2021

C節 マークおよび障害物において

C節の規則は、航行可能な水面に囲まれたスタート・マークまたはそのアンカー・ラインにおいて、艇がスタートするためにそれらに近づいている時点から通過し終わるまで、適用されない。

2025

C節 マークおよび障害物において

C節の規則は、これらの規則が適用されるマークまたは障害物が、航行可能な水面に囲まれたスタート・マークまたはそのアンカー・ラインの場合、艇がスタートするためにそれに近づいている時点からマークをスターンの後方にして離れるまで、艇間に適用されない。

マークルームの定義が変更されたことによる変更

2021

18.1 規則18が適用される場合

規則18は、マークを艇の同一の側で通過することが求められている複数の艇間で、少なくともそのうちの1艇がゾーンに入っている場合に、その中の艇と艇との間に適用される。ただし、次の場合には適用されない。

- (a) 風上に向かうビートで反対 タックの艇間。
- (b) 両艇ではなくどちらか一方の艇の マークにおける プロパー・コースがタックすることである場合の、反対 タックの艇間。
- (c) マークに向かう艇と、マークから離れる艇間。
- (d) マークが連続した 障害物の場合には、規則19が適用される。

2025

18.1 規則18が適用される場合

(a) 規則18は、マークを艇の同一の側で通過することが求められている複数の艇間で、少なくともそのうちの1艇がゾーンに入っている場合に、その中の艇と艇との間に適用される。ただし、以下の場合には適用されない。

- (1) 風上に向かうビートで反対 タックの艇間。
 - (2) 両艇ではなくどちらか一方の艇の マークにおける プロパー・コースがタックすることである場合の、反対 タックの艇間。
 - (3) マークに向かう艇と、マークから離れる艇間。
 - (4) マークが連続した 障害物の場合には、規則19が適用される。
- (b) マークルームが与えられ終わったとき以降、艇間に規則18は適用されない。

わかりやすくアルファベット・数字が割り振られた

2021

18.2 マークルームを与えること

- (a) 艇と艇がオーバーラップしている場合、外側艇は内側艇にマークルームを与えなければならない。ただし、規則18.2(b)が適用される場合を除く。
- (b) 艇と艇が、そのうちの最初の艇がゾーンに到達したときにオーバーラップしている場合には、その時点での外側艇はその時点での内側艇に、それ以降、マークルームを与えなければならない。艇がゾーンに到達したときにクリア・アヘッドである場合には、その時点でのクリア・アスターン艇はその時点でのクリア・アヘッド艇に、それ以降、マークルームを与えなければならない。
- (c) 艇が規則18.2(b)によりマークルームを与えなければならない場合、
- (1) その艇は、その後オーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしてもマークルームを与え続けなければならない。
 - (2) その艇がマークルームを得る資格がある艇の内側にオーバーラップした場合には、オーバーラップが続いている間、その艇は、相手艇がプロパー・コースを帆走するルームもまた与えなければならない。
- (d) マークルームを得る資格がある艇が、風位を越えたか、またはゾーンから離れた場合には、規則18.2(b)および(c)の適用は終了する。
- (e) 艇が適時にオーバーラップしたこと、または解けたことに妥当な疑いがある場合には、そうならなかったとみなさなければならない。
- (f) 艇がクリア・アスターンから、または他艇の風上でタックすることによって内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、マークルームを与える必要はない。

2025

18.2 マークルームを与えること

(a) 2艇のうちの最初の艇がゾーンに到達したとき

(1) 艇と艇がオーバーラップしている場合には、その時点での外側艇は内側艇にマークルームを与えなければならない。

(2) 艇と艇がオーバーラップしていない場合には、その時点でゾーンに到達していない艇は相手艇にマークルームを与えなければならない。

艇がこの規則によりマークルームを与えなければならない場合、その後オーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしても、その艇はマークルームを与え続けなければならない。

(b) マークルームを得る資格がある艇が、風位を越えたか、またはゾーンから離れた場合には、規則18.2(a)の適用は終了する。

(c) 規則18.2(a)が適用されず、艇と艇がオーバーラップしている場合、外側艇は内側艇にマークルームを与えなければならない。

(d) 艇がクリア・アスターンから、または他艇の風上でタックすることによって内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、規則18.2(a)と18.2(c)はそれらの艇間には適用されない。

(e) 艇が適時にオーバーラップしたこと、または解けたことに妥当な疑いがある場合には、そうならなかったとみなさなければならない。

規則18の順番と言葉を整理したもの

NJ: マークルームの定義が変わっていることには注意

2021

18.3 ゾーン内で風位を越える場合

ポートに見て通過するマークのゾーン内で、艇がポート・タックからスターボード・タックに風位を越え、それによりマークをフェッチングする場合には、その艇は、

- ・ゾーンに入ったときからスターボード・タックであった艇に、接触を回避するためクロスホールドより風上を帆走させてはならない。
- ・ゾーンに入ったときからスターボード・タックであった艇が自艇の内側にオーバーラップした場合には、マークルームを与えなければならない。

艇と艇の間にこの規則が適用される場合、規則18.2はそれらの艇間には適用されない。

2025

18.3 ゾーン内でタックする場合

ポートに見て通過するマークのゾーン内で、艇がポート・タックからスターボード・タックに風位を越えた場合には、その艇とマークをフェッチングしているスターボード・タックの他艇との間には、規則18.2は適用されない。他艇がゾーンに入ったときからスターボード・タックであった場合には、風位を越えた艇は、

- (a) 接触を回避するため、他艇にクロスホールドより風上を帆走させてはならない。
- (b) 他艇が自艇の内側にオーバーラップした場合には、マークルームを与えなければならない。

わかりやすくするため文章を修正

NJ: 判決に必要な事実認定が変わる点と(a), (b)の区別に注意

2021

19.1 規則19が適用される場合

規則19は、障害物における2艇間に適用される。ただし次のいずれかの場合を除く。

- (a) 障害物が、艇の同一の側で通過することを求められているマークでもある場合。
- (b) その艇間に規則18が適用され、障害物がそれぞれの艇とオーバーラップしている他艇である場合。

ただし連続した障害物においては、規則19が常に適用され、規則18は適用されない。

2025

19.1 規則19が適用される場合

規則19は、障害物において2艇間に適用される。ただし、規則18がその2艇間に適用される場合および以下の場合を除く。

- (a) 障害物がマークである場合。
- (b) 障害物がそれぞれの艇とオーバーラップしている他艇である場合。

ただし連続した障害物においては、規則19が常に適用され、規則18は適用されない。

読みやすくする言葉を整理したもの

2021

19.2 障害物においてルームを与えること

(a) 航路権艇は、障害物のどちら側を通過するかを選ぶことができる。

2025

19.2 障害物においてルームを与えること

(a) 航路権艇は、障害物をポート側に見てまたはスターボード側に見て通過することを選ぶことができる。航路権艇が障害物のどちら側で通過するかを選ぶときにコースの変更をする場合には、その艇は他艇に避けているためのルームを与えなければならない。

障害物付近で航路権艇がコースを変更し非航路権艇と接触があった場合、航路権艇は規則16.1従う必要があった
非航路権艇は43.1(a)により両艇とも免罪となる可能性があった
→CASE124と整合性をとるため、航路権艇に制限をかける文言を追加
NJ: 規則16違反は免罪されても規則19.2(a)に違反することになる

2021

20.1 声をかけること

艇はタックするため、および同一タックの艇を回避するためのルームを求めて、声をかけることができる。ただし、次の場合を除いて声をかけてはならない。

2025

20.1 声をかけること

艇はタックするため、および同一タックの艇を回避するため「**ルーム・トゥ・タック**」と声をかけることによりルームを求めることができる。ただし、次の場合を除いて声をかけてはならない。

声かけを「ルーム・トゥ・タック」に制限することで伝わりやすくする



PART 5 PROTESTS, REDRESS, HEARINGS, MISCONDUCT AND APPEALS

第5章 抗議、救済、審問、不正行為および上告

2025では第5章は大幅に変更されているが、変更の内容は条項の順番の入れ替えを行うことにより見やすく取り扱いやすくするためのもので、内容はほとんど変更はない

2021

63.5 抗議または救済要求の有効性

審問の始めに、プロテスト委員会は、抗議または救済要求がすべての要件を満たしているかどうか判定するために必要と思われる、すべての証言を取らなければならない。要件が満たされている場合には、抗議または救済要求は有効であり、審問を続行しなければならない。満たされていない場合には、プロテスト委員会は抗議または救済要求が無効であることを宣言し、審問を打ち切らなければならない。抗議が規則60.3(a)(1)に基づき行われた場合には、プロテスト委員会は、傷害または重大な損傷が問題のインシデントに起因しているか否かも決定しなければならない。起因していない場合には、審問を打ち切らなければならない。

2025

63.4 審問の手順

- (a) プロテスト委員会は、始めに有効性を検討しなければならない。次のいずれかの場合、審問を打ち切らなければならない。
- (1) 抗議または要求が無効であった場合。
 - (2) 抗議が規則60.4(c)(1)に基づいて行われ、傷害も重大な損傷もなかった場合。

審問は60.4の有効性の検討から開始される

2021

63.6 証言の取得と事実認定

(b) インシデントを目撃したプロテスト委員会のメンバーは、当事者が出席している間に、目撃したという事実を述べなければならない、証言することもできる。

2025

63.4 審問の手順

(d) インシデントを目撃したプロテスト委員会のメンバーは、常識的にできるだけ早く、目撃したという事実を審問に出席した当事者に表明しなければならない。

プロテスト委員会のメンバーがインシデントを目撃していたことを審問に出席している当事者に表明しなければならないタイミングが「常識的にできるだけ早く」に変更に。



2021

70 各国連盟への上告と要請

70.1 (a) 上告の権利が規則70.5に基づき否認されていない場合に限り、審問の当事者は、プロテスト委員会の判決または手順に対して上告することができる。ただし、認定された事実に関して上告はできない。

(b) 艇は、規則63.1に定められた審問を拒否された場合、上告することができる。

2025

70.1 規則70.3が適用される場合を除き、審問の当事者には、プロテスト委員会の判決または手順に対して各国連盟に上告する権利がある。ただし、認定された事実に対して上告はできない。加えて、プロテスト委員会が審問を実施しなかったか、または判決を下さなかった場合にも、当事者は上告することができる。

「審問を実施しなかった」「判決を下さなかった」場合が追加

APPENDIX B

WINDSURFING FLEET RACING RULES

付則B ウィンドサーフィン・フリート・レース競技規則



2021

2025

16.1 コースまたは装備位置の変更

航路権のあるボードがコースまたは装備の位置を変更する場合、相手ボードに避けているためのルームを与えなければならない。

オーバーラップしている風下のボードがコースを変更せずに装備を風上に傾け位置を変更、それによって風上のボードが転覆しても規則違反はなく、救済を受けることができない
→カイトボードと同様に装備の位置の変更も含めたもの



2021

17 リーディング・スタート前の同一タック

規則17を次のとおり変更する。

予告信号時、最初の マーク へ向かうコースが真の風向からおよそ90度である場合、スタート信号前の30秒間に同一 タック の他のボードの 風下 に オーバーラップ したボードは、その オーバーラップ が続いている間は、結果として相手ボードが接触を避けるための回避行動をとらなければならない場合には、そのボードは最初の マーク への最短コースよりも風上を帆走してはならない。ただし、そうすることにより直ちに他のボードの後方を帆走する場合を除く。

2025

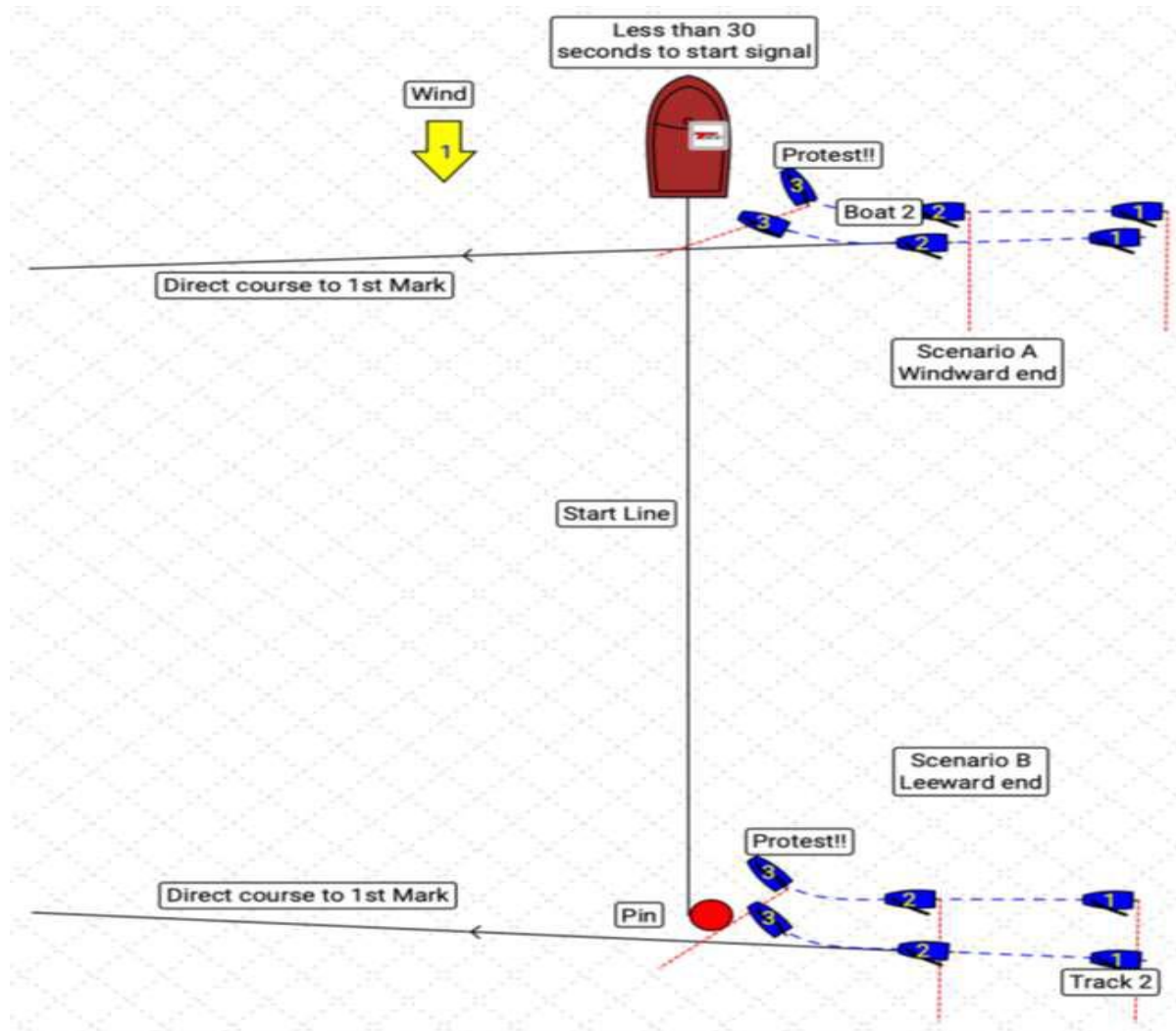
17 リーディング・スタート前の同一タック

規則17を次のとおり変更する。

予告信号時、最初の マーク へ向かうコースが真の風向からおよそ90度である場合、同一タックの他のボードの風下にオーバーラップしているボードは、スタート信号前の30秒間は、そのオーバーラップが続いている間は、結果として他のボードが接触を避けるための行動をとらなければならない場合には、そのボードが スタート・ライン を通って最初の マーク へ向かう最短コースよりも風上を帆走してはならない。ただし、そうすることにより直ちに他のボードの後方を帆走する場合を除く。

日本語の変更と、より明確にプロパー・コースに近づくように変更したもの
→従来の訳では“オーバーラップが続いている間は常に”という意味合いになってしまっていた

★ APPENDIX B ウィンドサーフィン・フリート・レース競技規則



2021

42 推進方法

規則42を次のとおり変更する。

ボードは、セールへの風の働き、および艇体への水の働きによってのみ推進されなければならない。ただし、パンピング、ファンニングは許される。ボードは、パドリング、泳ぐことや、歩くことによって推進してはならない。

2025

42 推進方法

規則42を次のとおり変更する。

ボードは、セールへの風の働き、および艇体**またはそのアペンデージ**への水の働きによってのみ推進されなければならない。ただし、パンピング、ファンニングは許される。ボードは、パドリング、泳ぐことや、歩くことによって推進してはならない。

アペンデージが追加

APPENDIX C MATCH RACING RULES

付則C マッチ・レース規則



2021

C2.7 規則16.2を削除する。

2025

C2.7 規則16.2を以下のとおり変更する。

16.2 さらに、反対タックの艇が、彼らの風上にあるマークに向かって帆走している場合、スターボードタック艇は、結果としてポートタック艇が引き続き避けているために、直ちにコース変更しなければならない場合には、真の風向から90度より風下かつプロパー・コースより風下のコースにベア・アウェイをしてはならない。

MRコールD6をRRSにし、現行の解釈をルールとした

2021

C2.9 規則18を以下のとおり変更する。

18 マークルूम

18.2 マークルूमを与えること

(c) 艇が内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルूमを与えることができない場合には、外側艇はマークルूमを与える必要はない。

2025

C2.9 規則18を以下のとおり変更する。

18 マークルूम

18.1 規則18が適用される場合

(c) 艇が内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、**それらの艇間には規則18.2(a)は適用されない。**

43.1との矛盾をなくすための変更

APPENDIX D TEAM RACING RULES

付則 D チーム・レース規則



2021

D1.3 ペナルティー

(a) 規則44.1を次のとおり変更する。

レース中の1件のインシデントで、1つかそれ以上の第2章の規則または規則31もしくは42に違反したかもしれない艇は、『1回転ペナルティー』を履行することができる。ただし艇が同一のインシデントで第2章の規則と規則31に違反した場合、規則31違反のペナルティーを履行する必要はない。

2025

D1.3 ペナルティー

(a) 規則44.1を次のとおり変更する。レース中の1件のインシデントで、1つかそれ以上の第2章の規則または規則31もしくは42に違反したかもしれない艇は、『1回転ペナルティー』を履行することができる。ただし、**そのインシデントによって傷害や損害を引き起こしたり、ペナルティーを履行したとしてもチームが有利を得た場合には、艇またはそのチームは、規則D2.3またはD3.3によりさらにペナルティーを課されることがある。**

D2.3、D3.3に関する記載を追加

2021

D2.2 艇による抗議

艇がレース・エリアでのインシデントで第2章の規則または規則31もしくは42に基づいて抗議する場合、その艇には審問を受ける資格はなく、以下が適用される。

- (a) 抗議する艇は、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。
- (b) それらの艇には応じるための時間を与えなければならない。
- (c) どの艇もペナルティーを履行しないか、ペナルティーを履行することを明らかに示さない場合、アンパイアはいずれかの艇にペナルティーを課すかどうか、判定をしなければならない。
- (d) 2艇以上が規則違反をした場合、アンパイアは、ペナルティーを履行しない、いずれの艇に対してもペナルティーを課すかどうか、判定をしなければならない。
- (e) アンパイアは、規則D2.4に従って判定の信号を発しなければならない。

2025

D2.2 艇による抗議

艇が第2章の規則または規則31もしくは42に基づいて抗議する場合、

- (a) それらの艇には応じるための時間を与えなければならない。
- (b) アンパイアは、規則違反をし、免罪されず、かつ適切なペナルティーを取らなかったいずれの艇にもペナルティーを課することができる。
- (c) アンパイアは、規則D2.4に従って判定の信号を発しなければならない。

旧(c), (d)が統合され新(b)となった

→旧(c)とは判定が変わる点に注意(下記参照)

あるチームの艇が相手の艇に対し「プロテスト」と声をかけ、声をかけられた艇がペナルティーを履行したが、アンパイアは抗議艇に規則違反があったと判断している場合、

2021: インシデントは終了(アンパイアの判定はなし)

2025: 被抗議艇のペナルティー履行に関わらず、抗議艇にペナルティーを課することができる

※付則MR、付則URと同様になった

APPENDIX F KITEBOARDING RACING RULES

付則F カイトボーディング競技規則



2021

避けている 次の場合、カイトボードは航路権のあるカイトボードを避けているという。
(b) カイトボードがオーバーラップしているときに、航路権のあるカイトボードが直ちに接触することなく、いずれの方向にもコースを変更できるか、またはカイトをどの方向にも動かせる場合。

2025

避けている 次の場合、カイトボードは航路権のあるカイトボードを避けているという。
(b) ~~カイトボードがオーバーラップしているときに、~~航路権のあるカイトボードが直ちに接触することなく、いずれの方向にもコースを変更できるか、またはカイトをどの方向にも動かせる場合。

ボードが1.5mに対しカイトはおよそ15mとなるため、クリア・アスターンのカイトボードのカイトとクリア・アヘッドのカイトボードのカイトは非常に近い状態となる
→オーバーラップしているかどうかに関わらず、カイトを動かせるように

2021

マークルーム カイトボードにとっての マークルーム は、マーク を求められた側で回航または通過する プロパー・コース を帆走するための ルーム である。

2025

マークルーム カイトボードにとっての マークルーム は、**必要以上に** マーク から離れないようにして、マーク を求められた側で回航または通過する プロパー・コース を帆走するための ルーム であり、フィニッシュ 後、**フィニッシュ・** マーク を通過する ルーム である。

- ・必要以上にマークから離れて帆走しないこと(F2.18.3の内容)
- ・フィニッシュ後、フィニッシュ・マークを通過するルームが追加された

2021

18.1 規則18が適用される場合

...

- (a) マークに向かうカイトボードと、マークから離れるカイトボードとの間。
 - (b) 反対 タックのカイトボード間。
- カイトボード間で マークルーム が与えられ終わったとき以降、規則18は適用されない。

2025

18.1 規則18が適用される場合

...

- (a) 反対 タックのカイトボード間で、**最初のカイトボードが ゾーンに到達したとき**、もしくは
 - (b) マークに向かうカイトボードと、マークから離れるカイトボードとの間。
- カイトボード間で マークルーム が与えられ終わったとき以降、規則18は適用されない。

従来のルールではカイトボードがゾーン内でタックを変更し、その後同じタックで帆走している場合に規則18が適用されてしまっていた
→これを修正したもの

2021

18.2 マークルームを与えること

...

(c) カイトボードが内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからは、外側のカイトボードがマークルームを与えることができない場合には、マークルームを与える必要はない。

2025

(削除)

この規則にある例外はあり得ない状況ということで削除

2021

18.2 マークルームを与えること

(a) 最初のカイトボードがゾーンに到達したとき

(1) カイトボードとカイトボードとがオーバーラップしている場合には、その時点での外側のカイトボードは内側のカイトボードに、マークルームを与えなければならない。

(2) カイトボードとカイトボードとがオーバーラップしていない場合には、まだゾーンに到達していないカイトボードが、マークルームを与えなければならない。

...

追加
改正

18.2 マークルームを与えること

(a) **2艇のうち**最初のカイトボードがゾーンに到達したとき

(1) カイトボードとカイトボードとがオーバーラップしている場合には、その時点での外側のカイトボードは内側のカイトボードに、マークルームを与えなければならない。

(2) カイトボードとカイトボードとがオーバーラップしていない場合には、**その時点**でゾーンに到達していないカイトボードが、マークルームを与えなければならない。

カイトボードがこの規則によってマークルームを与えることを要求された場合、この規則が適用される限り、たとえ後になってオーバーラップが切れたり、新しいオーバーラップが始まったりしたとしても、マークルームを与え続けなければならない。

...

本則の18条の変更に伴う変更

2025

18.2 マークルームを与えること

...

(b) マークルームを得る資格があるカイトボードがゾーンから離れた場合 には、マークルームを得る資格は終了し、両カイトボードの関係に基づき必要となる場合には、その時点で再び規則18.2(a)が適用される。

追加
改正

18.2 マークルームを与えること

...

(b)規則 18.2(a)は、この規則にかかわるどちらかのカイトボードがタックを変更した場合には適用されない。

(c) マークルームを得る資格があるカイトボードがゾーンから離れた場合 には、マークルームを得る資格は終了し、両カイトボードの関係に基づき必要となる場合には、その時点で再び規則18.2(a)が適用される。

ゾーン内でタックを変えた時の状況の整理
※新規則追加であり、項番が繰り下がる

2021

18.3 タックおよびジャイブする場合

内側にオーバーラップしている航路権を持つカイトボードが、プロパー・コースを帆走するために、マークにおいてタックを変えなければならない場合、その艇は、タックを変えるまではそのコースを帆走するために必要とする以上にマークから離れて帆走してはならない。規則18.3は、ゲート・マークまたはフィニッシュ・マークにおいては適用されず、この規則の違反が他のカイトボードのコースに影響を与えなかった場合には、規則違反した艇にペナルティーを課してはならない。

2025

18.3 **ゾーンでタックを変更する場合**

内側にオーバーラップしている航路権を持つカイトボードが、プロパー・コースを帆走するために、マークにおいてタックを変えなければならない場合、**そうすることによって、他のカイトボードのコースに影響を与える場合は**その艇は、タックを変えるまではそのコースを帆走するために必要とする以上にマークから離れて帆走してはならない。規則18.3は、ゲート・マークまたはフィニッシュ・マークにおいては適用**されない**。

他のカイトボードに影響がなければ違反はない、という意図を明確に
免罪の要素を取り除き、18.4の文言にあわせたもの

2021

新規則20.5を追加する。

20.5 腕信号

声をかけることに加えて、以下の腕信号を必要とする。

- (a) タックするためのルームについては、片手を頭上で繰り返しはっきりと回すこと。
- (b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手のカイトボードを指して腕を風上方向に振ること。

2025

規則20.4を以下の通り変更する。

20.4 声かけの追加要件

声をかけることに加えて、以下の腕信号を必要とする。

- (a) 「**ルーム・トゥ・タック**」については、片手を頭上で繰り返しはっきりと回すこと。
- (b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手のカイトボードを指して腕を風上方向に振ること。

本則にあわせて「ルーム・トゥ・タック」の声かけを明記
規則20.4と20.5を組み合わせたもの

2021

44.2 1回転ペナルティー

カイトボードは、インシデントの後できるだけ早く他のカイトボードから十分離れた後、艇体アペンデージが水に接した状態で、速やかに1回転することにより、『1回転ペナルティー』を履行したこととする。そのターンは1回の完全なタックと1回の完全なジャイブを含まなければならない。カイトボードがフィニッシュ・ラインまたはその近くでペナルティーを履行する場合、フィニッシュする前にその艇体と競技者は完全にフィニッシュ・ラインのコース・サイドにいないなければならない。

2025

44.2 1回転ペナルティー

カイトボードは、インシデントの後できるだけ早く他のカイトボードから十分離れた後、艇体アペンデージが水に接した状態で、速やかに**360°** 回転することにより、『1回転ペナルティー』を履行したこととする。**その際に1回の完全なタックと1回の完全なジャイブを含む必要はない。**カイトボードがフィニッシュ・ラインまたはその近くでペナルティーを履行する場合、フィニッシュする前にその艇体と競技者は完全にフィニッシュ・ラインのコース・サイドにいないなければならない。

タックとジャイブを含む回転には大きなルームが必要でペナルティーとしても重かった
1回転→360° 回転とし「完全なタックと完全なジャイブは不要」に変更



APPENDIX M

RECOMMENDATIONS FOR PROTEST COMMITTEES

付則M プロテスト委員会に対する提言

各項目が「・」ではなく(a), (b), …と項番が振られている
→「何番目の…」ではなく項番が言えるように
第5章および定義にあわせた変更がされている

2021

M3.2 証言を取る(規則63.6)

・書面での証言は、証人に質問することができないので、すべての当事者が同意した場合にのみ、受け入れること。同意することで、彼らは、その証人に質問する権利を放棄することになる(規則63.6(c))。

2025

(削除)

M3.2 (h)と矛盾するため削除

2021

2025

M5 裁量ペナルティー(規則64)

規則64は、裁量ペナルティーの対象規則に違反した艇が、抗議締切時刻までに規則に違反したことを報告することで、『スポーツマンシップと規則』に従っていることを可能にする。もし報告にプロテスト委員会がどのようなペナルティーを課すべきか決定するのに十分な事実が含まれていない場合、委員会は適切と判断する証拠を収集するために、艇の代表者および証人に質問することができる。この証拠を収集するために審問を行う必要はない。なお、裁量ペナルティーの指標は World Sailing のウェブサイトに見いだすことができる。

規則64についてのガイダンスを追加

→プロテスト委員会は証拠を収集するために審問を行う必要はない

ARO/LRO・NJB共通パート



このパートはNJ・RO共通の内容となります

- **本資料は、セーリング競技規則（以下RRS） 2025-2028の、RRS2021-2024からの改正における変更点を整理、一覧、解説するものです**
- **RRSの原文（英文）には変更がなく、日本語訳文のみが変更された部分については、一部を除き、触れていません**
- **RRSの順番が変更されたものについては触れていません**
- **World Sailingによる修正点は最後にまとめて記載しています**
- **本資料の一部または全部を許可なく複製・転載（SNS含む）しないでください**

DEFINITIONS 定義

2021

マークルーム 艇が、求められた側で マーク を通過するための ルーム。また、
(a) 艇の プロパー・コース が マーク に向かって近づくことである場合、マーク へ帆走するための ルーム。
(b) マーク と接触せずに コースの帆走 を行うのに必要なだけの、マーク を回航または通過するための ルーム
ただし、艇の マークルーム には、その艇に マークルーム を与える必要がある他艇の内側かつ 風上 でその艇が オーバーラップ しており、かつタックした後に マーク を フェッチング することになる場合を除き、タックするための ルーム は含まれない。

2025

マークルーム 艇が以下のことを行うためのルームを マークルーム という。
(a) 艇の プロパー・コース が マーク に向かって近づくことである場合、マーク へ帆走するための ルーム。
(b) 求められた側で マーク を回航または通過する。
(c) マーク をスターンの後方にして離れる。

マークルームをいつまで与えるかが明確に
NJ: (c) によりマーク回航直後のジャイブまでマークルームに含まれることがある
→ 規則10か規則18.2のどちらが適用されるか判決が変わる



従来規則（RRS2021-2024）の内容を記載

※この記載がないものは、
新規に追加された規則を示します。

改定規則（RRS2025-2028）の内容を記載

※変更箇所は赤字、和訳のみ変更は青字

変更のポイントを記載

改定理由や注意事項を記載

16

©2025 Japan Sailing Federation

※上記に沿わない箇所もあります

RACE SIGNALS

レース信号

INTRODUCTION

序文



2021

N旗 スタートしたすべてのレースを中止する。スタート・エリアに戻れ。予告信号は、降下の1分後に発する。ただし、その1分の間にレースを再度中止または延期した場合を除く。

H旗の上にN旗 すべてのレースを中止する。これ以降の信号は陸上で発する。

A旗の上にN旗 すべてのレースを中止する。本日はこれ以上レースを行わない。

2025

N旗 **進行中の**すべてのレースを中止する。スタート・エリアに戻れ。予告信号は、降下の1分後に発する。ただし、その1分の間にレースを再度中止または延期した場合を除く。

H旗の上にN旗 **進行中の**すべてのレースを中止する。これ以降の信号は陸上で発する。

A旗の上にN旗 **進行中の**すべてのレースを中止する。本日はこれ以上レースを行わない。

「スタートしたすべてのレース」では完了したレースも含まれてしまう
中止する対象を「スタートして進行している(=進行中)」レースとする
⇒レース信号の使い分けは今まで通り

- ・スタートしていないレースは“延期(AP)”
- ・スタートしたレースは“中止(N)”

2021

艇 セールボートおよび乗艇している乗員

2025

艇 規則に従わなければならない、セールボートおよび乗艇している乗員
他の単語および用語は、海事用語または一般用語として通常理解される意味で用いられている。単語の海事用語の意味については、『セーリング装備規則』を参照すること。

レースと関係のない艇を含まないための記述追加
装備品が多様化しているため、どこまでが艇体に含まれるかなどの定義はクラス規則での変更がない限りERSに従うこととする
→艇体がより明確に
RO: スタートやフィニッシュでどこを見るかがクラスによって変わる
NJ: クラスにより、スタートやフィニッシュ、ゾーンの基準が変わる

DEFINITIONS

定義



2025

委員会 次のものを委員会という。プロテスト委員会、レース委員会、テクニカル委員会。

プロテスト委員会、レース委員会、テクニカル委員会を委員会(Committee)でまとめる
RO・NJ: 用語を使う際に委員会の幅に注意が必要

2021

利害関係 ある人物は次の場合、利害関係があるという。

(b) 公平である能力に影響を与えうる、個人的または経済的利害関係があると、常識的に見ることができる場合。

2025

利益相反 ある人物は以下の場合、利益相反があるという。

(b) その人物の公平である能力に影響を与えうる、個人的または経済的利害があると、常識的に見ることができる場合。

- ・日本語訳の変更
- ・英文内のジェンダー問題の解消(he→person)

2021

フィニッシュ スタート後、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切るとき、艇はフィニッシュするという。ただし、フィニッシュ・ラインを横切った後に、次のいずれかを行う場合には、艇はフィニッシュしていない。

2025

フィニッシュ スタート信号後、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切るとき、艇はフィニッシュするという。ただし、フィニッシュ・ラインを横切った後に、次のいずれかを行う場合には、艇はフィニッシュしていない。

フィニッシュ後、フィニッシュ・ラインを完全に横切る必要はない。帆走指示書は、艇がフィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切ることを求める方向を変更することができる。

- ・ フィニッシュの定義がスタートに左右される状況を改善
 - スタートしていなくてもペナルティーを与えてレースを終了できる
- ・ 大型艇で島回りなど、最終マークからの方向がわかりにくいことがあったのを改善
 - フィニッシュ・ラインを横切る方向を定められる
 - SIで方向は変更できるが、フィニッシュの定義は変更できない
 - 方向を指定することでマークが流れた場合などに回り込む必要が出てくる

RO/NJ: SIでフィニッシュ・ラインの記載方法に注意する

2021

障害物 艇がそれに向かって真っすぐに帆走していて、それから1艇身となったときに、コースの大幅な変更をせずに通過することができないものを**障害物**という。また一方の側しか安全に通過することのできないもの、および帆走指示書によりそのように指定された物体、区域または境界線も**障害物**という。ただし、他艇が**避けている**必要がある艇、または規則22が適用され他艇が回避する必要がある艇を除き、**レース中**の艇は他艇にとって**障害物**ではない。**レース中**の艇を含む航行中の船舶は、連続した**障害物**とされることはない。

2025

障害物 以下のものを障害物という。

- (a) 艇がそれに向かって真っすぐに帆走していて、それから1艇身となったときに、コースの大幅な変更をせずに通過することができないもの。
- (b) **規則**によって、そのように指定された物体。
- (c) 一方の側しか安全に通過することのできないもの。
- (d) **規則**によって、侵入もしくは通過することを禁じられた区域またはライン。

ただし、他艇が**避けている**必要がある艇、または規則22が適用され他艇が回避する必要がある艇を除き、**レース中**の艇は他艇にとって**障害物**ではない。

2021

障害物 艇がそれに向かって真っすぐに帆走していて、それから1艇身となったときに、コースの大幅な変更をせずに通過することができないものを **障害物** という。また一方の側しか安全に通過することのできないもの、および帆走指示書によりそのように指定された物体、区域または境界線も **障害物** という。ただし、他艇が **避けている** 必要がある艇、または規則22が適用され他艇が回避する必要がある艇を除き、**レース中**の艇は他艇にとって **障害物** ではない。**レース中**の艇を含む航行中の船舶は、連続した **障害物** とされることはない。

追加
改正

障害物 以下のものを障害物という。

- (a) 艇がそれに向かって真っすぐに帆走していて、それから1艇身となったときに、コースの大幅な変更をせずに通過することができないもの。
- (b) 一方の側しか安全に通過することのできないもの。
- (c) **規則**により障害物であると指定された、物体、区域またはライン。
- (d) **削除**

ただし、他艇が **避けている** 必要がある艇、または規則22が適用され他艇が回避する必要がある艇を除き、**レース中**の艇は他艇にとって **障害物** ではない。

- ・わかりやすくするため項目をわけて記載
- ・帆走指示書から **規則**に変更されている

RO: (b), (d)についてはSIでなくても規定することができる

スタート・ラインのコースサイドも障害物になってしまうため

→他のクラスのスタート・エリアやラインはSIで指定されれば障害物

2021

規則 次のものを規則という。

(a) 本書の規則。これには、定義、レース信号、序文、前文および関連する付則の規則を含む。ただし、表題は含まない。

2025

規則 次のものを規則という。

(a) 本書の規則。これには、定義、レース信号、序文、前文および関連する付則の規則を含む。ただし、表題、**基本原則**は含まない。

基本原則は規則ではないことを明確にした

2021

コースの帆走 艇がコースの帆走を行うとは、プレスタート・サイドからスタートするためにスタート・ラインに近づき始めた時から、フィニッシュするまでの艇の航跡を示す糸をぴんと張った場合に、次のようになっていることをいう。

- (a) そのレースのコースにある各 マーク を定められた側および正しい順序で通過。
- (b) 帆走指示書で回航 マーク と定められた各 マーク に触れること。
- (c) ゲート・マーク の間を、その前の マーク からのコースの方向で通過。

2025

コースの帆走 艇が以下のときコースの帆走を行うという。

- (a) スタートする。
 - (b) フィニッシュするまでの艇の航跡を示す糸をぴんと張ったときに、次のようになっている。
 - (1) そのレースのコースにある各 マーク を求められた側および正しい順序で通過する(スタート・マークを含む)。
 - (2) 帆走指示書で回航 マーク と定められた各 マーク に触れる。
 - (3) ゲート・マーク の間を、その前の マーク からのコースの方向で通過する。
 - その後に
 - (c) フィニッシュする。
- レグの起点、境界、終点ではない マーク には求められた側は存在しない。

「スタートする」「フィニッシュする」を追加し再構成された

- ・RRS全体でスタートやフィニッシュがコースの帆走に置き換わる箇所がある
- ・「レース・タイム・リミット」や「フィニッシュ・ウインドウ」もコースの帆走が基準になる

BASIC PRINCIPLES

基本原則

PART 1 FUNDAMENTAL RULES

第1章 基本原則



2021

2025

基本原則は変更してはならない。

変更できないものとして明記された

PART 2 WHEN BOATS MEET

第2章 艇が出会った場合



NJB向け内容のみのため、
以下省略。

PART 3 CONDUCT OF A RACE

第3章 レースの実施



2021

28 レースの帆走

- 28.1 艇はスタートし、コースの帆走をし、フィニッシュしなければならない。その間、艇がいるレグの起点、境界または終点でないマークをどちらの側で通過してもよい。フィニッシュ後は、艇はフィニッシュ・ラインを完全に横切る必要はない。
- 28.2 艇は、フィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合限り、コースの帆走の誤りを正すことができる。

2025

28 コースの帆走

- 28.1 艇は、コースの帆走をしなければならない。
- 28.2 艇は、フィニッシュしていない場合限り、コースの帆走の誤りを正すことができる。

変更された定義コースの帆走にあわせたもの

2021

32 スタート後の短縮または中止

32.1 スタート信号後、レース委員会は以下のいずれかの理由により、その状況に応じて、コースを短縮（音響2声と共にS旗を掲揚）する、またはレースを中止（音響3声と共にN旗、H旗の上にN旗、またはA旗の上にN旗を掲揚）することができる。

(b) どの艇もタイム・リミット内にフィニッシュできそうもない不十分な風。

2025

32.1 スタート信号後、レース委員会は以下のいずれかの理由により、コースを短縮する、またはレースを中止することができる。

(b) どの艇もタイム・リミット内にコースの帆走できそうもない不十分な風。

変更された定義コースの帆走にあわせたもの
手順については規則32.2、32.3に分けて記載

2021 **32.2** レース委員会が、コース短縮の信号(音響2声と共にS旗を掲揚)を発する場合には、フィニッシュ・ラインは、以下のいずれかでなければならない。

2025 **32.2** コースを短縮する場合、レース委員会は最初の艇がフィニッシュ・ラインを横切る前に、音響2声とともにS旗を掲揚する。コースが短縮された場合には、フィニッシュ・ラインは、以下のいずれかでなければならない。

32.3 レースを中止する場合、レース委員会は音響3声とともにN旗、H旗の上にN旗、またはA旗の上にN旗を掲揚しなければならない。

コースを短縮する場合に「最初の艇がフィニッシュ・ラインを横切る前に」が追記
レースを中止する場合の手順が32.3で明記

2021 36 レース・タイム・リミット内に1艇もフィニッシュしない場合には、レース委員会はレースを中止しなければならない。

2025 36 レース・タイム・リミット内に1艇もコースの帆走をしない場合には、レース委員会はレースを中止しなければならない。

定義の変更にあわせたもの

PART 4 OTHER REQUIREMENTS WHEN RACING

第4章 レース中のその他の要件



2021

40.2 規則40.1が適用される場合

規則40.1は以下の場合に適用される。

- (a) 予告信号前または同時にY旗が音響1声と共に水上で掲揚された場合には、そのレースのレース中
 - (b) Y旗が音響1声と共に陸上で掲揚された場合には、その日の水上にいる間は常時
- ただし、規則40.1は、レース公示または帆走指示書に記載された場合、適用される。

2025

40.2 規則40.1が適用される場合

規則40.1は以下の場合に適用される。

- (a) 予告信号前または同時にY旗が音響1声と共に水上で掲揚された場合には、そのレースのレース中
- (b) Y旗が音響1声と共に陸上で掲揚された場合には、その日の水上にいる間は常時または
- (c) **クラス規則、レース公示、帆走指示書に明記されている場合。**

英文の修正と「クラス規則」が追加された
→クラス規則での変更ができなかったものを可能に(規則86.1)

2021

44.3 得点ペナルティー

- (a) 艇は、インシデントの後、最初の妥当な機会に黄色旗を掲揚することにより、『得点ペナルティー』を履行したとする。
- (b) 艇が『得点ペナルティー』を履行した場合、黄色旗をフィニッシュするまで掲揚し続け、フィニッシュ・ラインでその旗についてレース委員会の注意を喚起しなければならない。そのときに艇は、インシデントに関与した相手艇を特定してレース委員会に伝えなければならない。これができない場合には、艇は抗議締切時刻内の最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。
- (c) 『得点ペナルティー』を履行した艇のレース得点は、レース公示または帆走指示書に記載された順位の数だけ、ペナルティーを受けない場合の順位より悪い順位の得点としなければならない。順位の数に記載されていない場合、ペナルティーは、『フィニッシュしなかった(DNF)』に対する得点の20%の整数(小数点以下第1位を四捨五入)としなければならない。他艇の得点を変更してはならない。従って、2艇が同一の得点となることがある。ただし、そのペナルティーにより艇が『フィニッシュしなかった(DNF)』より悪い得点を与えられることはない。

2025

44.3 得点ペナルティー

- (a) レース公示または帆走指示書に定められている場合には、艇はインシデントの後最初の妥当な機会に黄色旗を掲げることで得点ペナルティーを履行したこととする。
- (b) 艇が『得点ペナルティー』を履行した場合、黄色旗をフィニッシュするまで掲揚し続け、フィニッシュ・ラインでその旗についてレース委員会の注意を喚起しなければならない。そのときに艇は、インシデントに関与した相手艇を特定してレース委員会に伝えなければならない。これができない場合には、艇は抗議締切時刻までにの最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。
- (c) 『得点ペナルティー』を履行した艇のレース得点は、レース公示または帆走指示書に記載された得点の数だけ、ペナルティーを受けない場合の順位より悪い順位の得点としなければならない。得点の数が記載されていない場合、ペナルティーは、『フィニッシュしなかった(DNF)』に対する得点の20%とする(小数点以下第2位を四捨五入)。他艇の得点を変更してはならない。従って、2艇が同一の得点となることがある。ただし、そのペナルティーにより艇が『フィニッシュしなかった(DNF)』より悪い得点を与えられることはない。

- (a) NOR・SIに定めることで得点ペナルティーの適用をわかりやすく
(c) 順位の数→得点 としてわかりやすく

四捨五入が 小数点第1位→第2位 に変更され得点が小数点第1位までの数に
RO・NJ: 得点計算方法が変わっていることに注意

※付則T1(b)のレース後ペナルティーは「規則44.3(c)の通りに計算する」

2021

50.1 (a) 競技者は、重さを増す目的で、衣類または装備を着用したり、身に付けてはならない。

(b) さらに、競技者の衣類と装備は、ハイキング・ハーネスまたはトラピーズ・ハーネスおよび膝下のみに着用する衣類(履き物を含む)を除き、8kgを超えてはならない。クラス規則またはレース公示で、これ以下またはこれ以上10kgまでの重さを規定することができる。クラス規則により上記重量の中に履き物と膝下に着用する衣類を含めることができる。ハイキング・ハーネスまたはトラピーズ・ハーネスは、浮力のあるものでなければならず、また2kgを超えてはならない。ただし、クラス規則でこれ以上4kgまでの重さを規定している場合を除く。重さは、付則Hで定められているとおり量らなければならない。

(c) 競技者がトラピーズをするために着用するトラピーズ・ハーネスは、競技者がフックまたはその他の方法を用いたアタッチメントをいつでも外すことができるというISO10862に適合する、クイック・リリース式のものでなければならない。クラス規則はクイック・リリース式ではないトラピーズ・ハーネスを許容するようにこの規則を変更することができるが、クイック・リリース・ハーネスがISO10862に適合していることという要件は変更できない。

2025

50.1 (a) 競技者は、重さを増す目的で、衣類または装備を着用したり、携行してはならない。

(b) さらに、競技者の衣類と装備は、**クルー・ハーネス**(『セーリング装備規則』に定義されている)および膝下のみに着用する衣類(履き物を含む)を除き、8kgを超えてはならない。クラス規則またはレース公示で、これ以下またはこれ以上10kgまでの重さを規定することができる。クラス規則により上記重量の中に履き物と膝下に着用する衣類を含めることができる。**クルー・ハーネス**は、**真水**で浮力のあるものでなければならない、また2kgを超えてはならない。ただし、クラス規則でこれ以上4kgまでの重さを規定している場合を除く。重さは、付則Hで定められているとおりに量らなければならない。

(c) **クルー・ハーネス**は、**トラピーズ**または**ボートへの取り付け部分から、競技者がいつでも簡単に取り外すことができるものでなければならない。**

(b) ハーネスをERSに定義されるクルー・ハーネスに、計測方法が海水から真水に変更
→カイトやボードにも適用されることに

(c) ISO要件が削除

→(b)の通り、定義についてはERSにて記載されている

必要な規格がある場合には、クラス規則にて定められなければならない

2021

56 霧中信号と灯火、分離通航方式

2025

56 霧中信号と灯火、分離通航方式、**追跡システム**

56.3 規則により、ボートに船舶自動識別装置(AIS)またはその他の追跡装置を装備することが義務付けられている場合、それをオフにしたり、その効果を意図的に低下させてはならない。

規則56の名に「追跡システム」、新たに56.3が追加
多くのNORやSIで義務付けられている追跡装置についてをルール化したもの
国内では、OSRカテゴリー3以上を適用するレースの場合、SIで規定していた
RO:NOR、SIでは搭載を義務付ける記載のみでよい



PART 5 PROTESTS, REDRESS, HEARINGS, MISCONDUCT AND APPEALS

第5章 抗議、救済、審問、不正行為および上告

2025では第5章は大幅に変更されているが、変更の内容は条項の順番の入れ替えを行うことにより見やすく取り扱いやすくするためのもので、内容はほとんど変更はない

2021

61.2 抗議内容

抗議は書面で、以下のことを特定しなければならない。

- (a) 抗議者と被抗議者。
- (b) インシデント。
- (c) インシデントがいつどこで発生したか。
- (d) 抗議者が、違反があったと考える規則。
- (e) 抗議者の代表者の氏名。

ただし、(b)の要件が満たされている場合には、(a)の要件は審問前ならばいつでも満たすことができ、(d)と(e)の要件は審問前または審問中に満たすことができる。(c)の要件もまた、被抗議者に審問の準備をするための適切な時間を与えることを条件に、審問前または審問中に満たすことができる。

2025

60.3 抗議の提出

- (a) **提出の時点で、抗議は書面で、抗議者、被抗議者とインシデントを特定していなければならない。**

抗議書にて特定すべき項目が抗議者・被抗議者・インシデントとなった
提出の時点で抗議者と被抗議者も特定している必要がある

2021

61.3 抗議締切時刻

艇による抗議、またはレース・エリアで目撃したインシデントに関するレース委員会、テクニカル委員会、もしくはプロテスト委員会による抗議は、帆走指示書に記載された抗議締切時刻までに、レース・オフィスに提出されなければならない。帆走指示書に記載がない場合には、抗議締切時刻は、そのレースでの最終艇のフィニッシュ2時間後とする。その他の抗議は、抗議者が当該の情報を受けた後2時間以内に、レース・オフィスに提出されなければならない。プロテスト委員会は、もっともな理由がある場合には、その時刻を延長しなければならない。

2025

60.3 抗議の提出

(b) 抗議は、レース・オフィスに（または帆走指示書に記載された他の方法で）、抗議締切時刻までに、提出されなければならない。ただし、その時刻を延長するもっともな理由があるとプロテスト委員会が決定した場合を除く。抗議締切時刻は、

(1) レース・エリアにおいて目撃されたインシデントにかかわる抗議については、そのレースでの最終艇のフィニッシュ2時間後とする。

(2) その他の抗議については、当該の情報が抗議者にとって入手可能となった2時間後とする。ただし、これらとは異なる抗議締切時刻が帆走指示書に記載されている場合には、その抗議締切時刻が適用される。

「情報を受け取った」から「入手可能となった」に変更されている
→抗議者が入手した時刻ではなく、情報が開示された時刻が基準
→いつ見たか？ではなく、いつ公開されたか？

2021

60.4 テクニカル委員会は、次のことができる。

(a) 艇を抗議する。ただし、次のいずれかからの情報の結果として抗議することはできない。

- ・救済要求
- ・無効となった抗議
- ・その艇の代表者ではない利害関係のある人物からの報告

ただし、艇または個人装備が、クラス規則または規則50に従っていないと判定した場合には、艇を抗議しなければならない。

2025

60.4 抗議の有効性

...

(c) ただし、次のいずれかによる抗議には、規則60.4(b)は適用されない。

(1) 艇が傷害または重大な損傷を起こしたかもしれないインシデントに関与していることを知ったプロテスト委員会。

(2) 有効な抗議の審問の最中、その審問の当事者ではない艇が、そのインシデントに関与し、規則に違反したかもしれないことを知ったプロテスト委員会。

(3) 検査を実施した後に、艇または個人装備が、クラス規則または規則50に従っていないと判定したテクニカル委員会。

テクニカル委員会がクラス規則または規則50に従っていないと判定した場合、
「しなければならない」が削除されている
→抗議するかどうかはテクニカル委員会判断が可能

2025

60.5 抗議の判決

(c)(4) その艇がクラス規則に違反し、規則60.5(d)が適用される場合

追加
改正

60.5 抗議の判決

(c)(4) その艇がクラス規則に違反し、規則60.5(d)(1)が適用される場合

60.5(d)(2)、60.5(d)(3)、60.5(d)(4)が適用された場合、
ペナルティーを課すことがあるため矛盾を解消する目的
→意図しない改定を修正したもので、従来通り

2021

67 損傷

規則違反によって生じた損傷の問題は、各国連盟規程がある場合には、その規程に従わなければならない。『日本セーリング連盟規程3参照』

2025

65 法的責任と費用

65.1 規則違反によって生じた、あらゆる法的責任の問題は、金銭的損害賠償請求を含め、各国連盟規程がある場合には、その規程に従わなければならない。『日本セーリング連盟規程3参照』

「損傷」から「あらゆる法的責任」「金銭的損害賠償を含め」に変更



2021

70.5 付則Nに従って構成されたインターナショナル・ジュリーの判決に対して上告してはならない。さらに、レース公示または帆走指示書にそのことを記載している場合には、次のいずれかに限って、上告の権利を否認することができる。『日本セーリング連盟規程5参照』

(a) 大会の後期またはこれに続く大会で競技する艇を選抜するため、そのレースの成績を速やかに決定することが必須である場合（各国連盟は、この手順にはその承認が必要であることを規定することができる）。

2025

70.3 以下の判決に対しては上告の権利はない。『日本セーリング連盟規程5参照』

(a) 付則Nに従って適正に構成されたインターナショナル・ジュリーの判決。

(b) 大会における後のステージまたはこれに続く大会で競技する艇を選抜するため、そのレースの成績を速やかに決定するために必須である判決（各国連盟は、この規則の適用にはその承認が必要であることを規定することができる）。

日本語訳のみを修正

→「後のステージ」とは全国大会の予選・決勝など

PART 6 ENTRY AND QUALIFICATION

第6章 参加と資格



2021

76.1 主催団体またはレース委員会は、第1レースのスタート前に、その理由を述べた場合に限り、規則76.3に従うことを条件に、艇の参加申し込みを拒否もしくは取り消し、または競技者を排除することができる。艇からの要求があれば、速やかに書面でその理由を示さなければならない。艇は、拒否または排除が不適切であると考えた場合には、救済要求をすることができる。

2025

76.1 主催団体またはレース委員会は、以下の両方を満たす場合に限り、艇の参加申し込みを拒否もしくは取り消し、または競技者を排除することができる。

- (a) 艇または競技者からの参加申し込み受領後、第1レースのスタート前に
- (b) そのようにする適切な理由を主催団体またはレース委員会が述べる。

艇または競技者からの要求があれば、速やかに書面でその理由を示さなければならない。

艇の参加申し込みの拒否または排除についての手順を明確に

2021

76.2 主催団体またはレース委員会は、艇または競技者が World Sailing 広告規程に従っている限り、広告を理由に艇の参加申し込みを拒否もしくは取り消し、または競技者を排除してはならない。

2025

76.2 ただし、以下のいずれかの場合、主催団体またはレース委員会は艇の参加申し込みを拒否もしくは取り消し、または競技者を排除してはならない。

(a) 艇または競技者が World Sailing 広告規程に従っているにも関わらず、広告を理由にする場合。

(b) 世界選手権および大陸選手権において、規定された定数以内の参加申し込みであり、あらかじめ当該 World Sailing クラス協会（もしくはORC）または World Sailing の承認を得ていない場合。

76.3 艇または競技者は、拒否または排除が不適切である、もしくは規則76.2に違反していると考えた場合には、救済要求をすることができる。

艇の参加申し込みの拒否または排除についての手順を明確に

2021

78.1 艇のオーナーと責任者であるその他の人物は、艇がレース中クラス規則に従うように維持されていること、および艇の計測証明書またはレーティング証明書がある場合には、これがレース中有効であることを、確実にしなければならない。さらに、艇は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に規定されたその他の時点においても、クラス規則に従っていないなければならない。

2025

78.1 艇のオーナーと責任者であるその他の人物は、艇がレース中クラス規則に従うように維持されていること、および艇の計測証明書またはレーティング証明書がある場合には、これがレース中有効であることを、確実にしなければならない。さらに、艇は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に規定されたその他の時点においても、クラス規則に従っていないなければならない。**クラス規則の違反に対するペナルティーは失格より軽減できると規則で定められている場合、この規則の違反に対しても同じペナルティーが適用される。**

クラス規則違反は78.1違反でもあるが、クラス規則のみを裁量ペナルティーの対象としていることが多い

→78.1も裁量ペナルティー対象とすることで整合性をとる

クラス規則を裁量ペナルティー対象としたときに計測証明書も対象となる

2021

78.2 艇がレースをする前に、有効な証明書を提示するか、またはその存在が確認されることが規則により求められているが、それができない場合には、その艇は、有効な証明書が存在するという責任者の署名した誓約書をレース委員会に提出した場合に限り、その大会でレースすることができる。艇は、種目の最終日、または最初のシリーズの最終日のどちらか早い方のスタート以前に、証明書を提出するか、またはその存在がレース委員会により確認されるように手配しなければならない。この規則の違反に対するペナルティーは、大会のすべてのレースからの審問無しの失格である。

2025

78.2 艇がレースをする前に、有効な証明書を提示するか、またはその存在が確認されることが規則により求められているが、それができない場合には、その艇は、有効な証明書が存在するという責任者の署名した誓約書を適切な委員会に提出した場合に限り、その大会でレースすることができる。艇は、種目の最終日、または最初のシリーズの最終日のどちらか早い方のスタート以前に、証明書を提出するか、またはその存在が適切な委員会により確認されるように手配しなければならない。この規則の違反に対するペナルティーは、大会のすべてのレースからの審問無しの失格である。

レース委員会だけでなく、適切な委員会が対応ができるように変更



PART 7 EVENT ORGANIZATION

第7章 大会の主催

個別のレースではなく大会が対象とされている

2021

- 86.1 競技規則は、その規則自体で認められているか、または次の場合を除き変更することはできない。
- (a) 各国連盟規程では、競技規則を変更することができる。ただし、次の規則は変更することができない。
- ・定義 ・基本原則 ・序文の規則 ・第1章、第2章、第7章
 - ・規則42、43、47、50、63.4、69、70、71、75、76.3、79
 - ・以上の規則のいずれかを変更している付則の規則
 - ・付則H、N
 - ・規則6.1に記載されたWorld Sailing 規程の規則
- (b) レース公示または帆走指示書では、競技規則を変更することができる。ただし、規則76.1、76.2、付則R、または規則86.1(a)に記載された規則は変更できない。
- (c) クラス規則では、規則42、49、50、51、52、53、54、55のみを変更することができる。

2025

- 86.1 競技規則は、その規則自体で認められているか、または次の場合を除き変更することはできない。
- (a) 各国連盟規程では、競技規則を変更することができる。ただし、次の規則は変更することができない。
- ・定義 ・序文の規則 ・第2章、第7章
 - ・規則1、2、3、5、6、42、43、47、50、63.3、69、70、71、72、75、76.2(b)、79
 - ・以上の規則のいずれかを変更している付則の規則
 - ・付則H、N
 - ・規則6.1に記載されたWorld Sailing 規程の規則
- (b) レース公示または帆走指示書では、競技規則を変更することができる。ただし、規則4、76.1、76.2(a)、付則R、または規則86.1(a)に記載された規則は変更できない。
- (c) クラス規則では、規則42、49、51、52、53、54、55、78.2のみを変更することができる。

各国規程で変更できる4を(b)に、クラス規則で78.2を変更できるように(c)に追加

2021

90.3 得点

(e) レース公示に記載されている場合、規則90.3(a),(b),(c),(d)の規定にかかわらず、次のいずれかから24時間より後に起こされた、誤りの訂正を含む処置に起因するレースまたはシリーズの得点変更をしてはならない。

- (1) シリーズの最終レースの抗議締切時刻(シングルレース・シリーズを含む)
- (2) シリーズ最終レース後、プロテスト委員会の判決を通告された時刻(シングルレース・シリーズを含む)
- (3) 成績が公表された時刻

ただし、例外として、規則6、69、70に基づく判決に起因する得点の変更は、行わなくてはならない。レース公示は「24時間」を別の時間に変更できる。

2025

90.3 得点

(e) レース公示に記載されている場合、規則90.3(a),(b),(c),(d)の規定にかかわらず、次のいずれかの**遅い方**から24時間より後に起こされた、誤りの訂正を含む処置に起因するレースまたはシリーズの得点変更をしてはならない。

- (1) **大会の**最終レースの抗議締切時刻(シングルレース・シリーズを含む)
- (2) **大会の**最終レース後、プロテスト委員会の判決を通告された時刻(シングルレース・シリーズを含む)
- (3) **大会の**成績が公表された時刻

ただし、例外として、規則6、69、**71**に基づく判決に起因する得点の変更は、行わなくてはならない。レース公示は「24時間」を別の時間に変更できる。

よりわかりやすくするための文言の変更 ※WSは90.3の使用を推進したい
70は手続きであり判決に関する内容は71のため70→71に変更

APPENDIX A SCORING

付則A 得点



2021 A1 レース数
予定されているレース数と、シリーズが成立するために完了が必要なレース数を、レース公示または帆走指示書に記載しなければならない。

2025 A1 レース数
予定されているレース数と、シリーズが成立するために得点が記録される必要があるレース数を、レース公示または帆走指示書に記載しなければならない。
規則90.3(a)参照。

「完了(=complete)」ではレースが進行中でも満たしてしまう場合がある
90.3で「得点が記録される(=score)」が定義づけられているため、より適切に

2021

A5.1 スタートしなかった艇、コースの帆走をしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、規則30.2、規則30.3、規則30.4、規則78.2に従わなかった艇、またはリタイアするか規則44.3(a)に基づきペナルティーを履行する艇には、レース委員会によって審問なしに、それぞれに応じた得点が記録されなければならない。プロテスト委員会のみが、艇の得点を悪くする他の得点処置をとることができる。

2025

A5.1 艇が以下のいずれかに該当するとレース委員会が判断した場合、

(a) コースの帆走をしなかった

(b) 規則30.2、規則30.3、規則30.4、規則78.2に従わなかった

(c) リタイアしたか規則44.3(a)に基づきペナルティーを履行した

レース委員会は、審問なしにそれぞれに応じた得点を記録しなければならない。プロテスト委員会のみが、艇の得点を悪くする他の得点処置をとることができる。

定義コースの帆走の変更にあわせ、わかりやすく項目をわけたもの

2021

A10 得点記録の略語

SCP『得点ペナルティー』が適用された。

NSC コースの帆走をしなかった。

2025

A10 得点記録の略語

SCP『得点ペナルティー』が課された。

NSC コースの帆走をしなかった(DNC、DNS、OCS、DNF以外)。

表現の変更と定義コースの帆走の変更にあわせたもの

APPENDIX B

WINDSURFING FLEET RACING RULES

付則B ウィンドサーフィン・フリート・レース競技規則



2021

ウィンドサーフィン・フリート・レース(マラソン・レースを含む)は、この付則により変更された『セーリング競技規則』に基づき行わなければならない。競技規則の用語「艇」は、その箇所にふさわしいように「ボード」または「艇」を意味する。マラソン・レースとは、1時間を超えて続くように意図されたレースをいう。

注記: スラローム、エクスプレッション(ウェーブとフリースタイルを含む)およびスピード種目の規則は、この付則には含まれない。これらはWorld Sailingのウェブサイトで見ることができる。

2025

ウィンドサーフィン・フリート・レース(マラソン・レースを含む)は、この付則により変更された『セーリング競技規則』に基づき行わなければならない。**規則**の用語「艇」は、**適宜**「ボード」または「艇」を意味する。マラソン・レースとは、1時間を超えて続くように意図されたレースをいう。

注記: **他の形式や競技に関するウィンドサーフィン競技規則へのリンクは、World Sailingのウェブサイトに掲載されている。**

競技規則だけでなくNORやSIでもboatをboardと読みかえるための変更



2021

44.1 ペナルティーの履行

レース中に、1件のインシデントで1つまたはそれ以上の第2章の規則に違反したかもしれないボードは、360度の回転ペナルティーを履行することができる。帆走指示書は、他のペナルティーの適用を規定することができる。ただし、そのボードが傷害または重大な損傷を起こしたり、違反により、ペナルティーを履行したとしても、そのレースあるいはシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、そのボードのペナルティーはリタイアすることではない。

2025

44.1 ペナルティーの履行

レース中に、1件のインシデントで1つまたはそれ以上の第2章の規則に違反したかもしれないボードは、360度の回転ペナルティーを履行することができる。**別の方法として、レース公示または帆走指示書は、他のペナルティーの適用を規定することができる。その場合、規定されたペナルティーは、『360度の回転ペナルティー』と置き換えなければならない。**ただし、そのボードが傷害または重大な損傷を起こしたり、違反により、ペナルティーを履行したとしても、そのレースあるいはシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、そのボードのペナルティーはリタイアすることではない。

レース公示が追加と44の表現にあわせた変更

2021

付則Gの削除される規則

規則 G1.2(a)(2)とG1.2(a)(3)を削除する。

2025

(削除)

項目が削除されたため、付則G1.2(a)(2)とG1.2(a)(3)は適用される

APPENDIX C MATCH RACING RULES

付則C マッチ・レース規則



2021

2025

C2.14 規則27.2を次のとおり変更する。

27.2 予告信号以前に、レース委員会はスタート・マークを移動することができる。

エントリーの直前にマークを移動できないようにするためのもの
RO: 予告信号前にスタート・マークを固定する必要がある

2021 C5.4 青色旗または黄色旗とともに掲揚する黒色旗と長音1声は、「特定された艇を失格とし、マッチは打ち切られ、相手艇を勝ちとする」ことを意味する。

2025 C5.4 青色旗または黄色旗とともに掲揚する黒色旗と長音1声は、「特定された艇を失格**またはリタイア**とし、マッチは打ち切られ、相手艇を勝ちとする」ことを意味する。

スタート後に1艇がリタイアした場合、もう1艇はコースを帆走する必要があった
→1艇がスタートしない場合に適用される内容がリタイアにも適用される
→スタート後にBLACKをアンパイアが発することがある

2021 C8.5 アンパイアは、一方の艇がスタートした後、相手艇がスタートしないことを確信した場合、規則C5.4に基づき、スタートしなかった艇を失格とし、マッチを打ち切る信号を発することができる。

2025 C8.5 アンパイアは、一方の艇がスタートした後、相手艇がスタートしないことを確信した場合、規則C5.4に基づき、スタートしなかった艇を特定して信号を発することができる。

C8.6 マッチで両艇がスタートした後に1艇がリタイアした場合、アンパイアは規則C5.4に基づき、リタイアした艇を特定して信号を発することができる。

「艇を失格としてマッチを打ち切る」はC5.4に記載されているため、「艇の特定」までC5.4に追加された「スタート後にリタイア」した場合を追加

APPENDIX D TEAM RACING RULES

付則 D チーム・レース規則



2021

D1.1 定義と第2章、第4章の規則の変更

(d) 規則18.4を削除する。

(e) 帆走指示書に記載された場合、声をかけることに加えて、以下の腕信号を必要とするように規則20を変更する。

(1) タックするための ルーム については、風上の方角を繰り返しはっきりと指すこと。

2025

D1.1 定義と第2章、第4章の規則の変更

(c) 規則18.4を削除する。

(d) レース公示または帆走指示書に記載された場合、声をかけることに加えて以下の腕信号を必要とするように、規則20.4は変更される。

(1) 「ルーム・トゥ・タック」については、風上の方角を繰り返しはっきりと指すこと。

(d) レース公示にも腕信号を記することができるようになった
また、本則の変更に伴い変更されたもの

2021

D2.1 規則D2が適用される場合

規則D2はアンパイア制のレースに適用される。アンパイア制で行うレースは、レース公示、帆走指示書中または予告信号以前にJ旗を掲揚するかのいずれかにより、明示しなければならない。

2025

D2.1 規則D2が適用される場合; 救済と破損

(a) 規則D2はアンパイア制のレースに適用される。アンパイア制で行うレースは、レース公示、帆走指示書中または予告信号以前にJ旗を掲揚するかのいずれかにより、明示しなければならない。

(b) レース中のインシデントに対して規則D2.2またはD2.3に記載された規則に基づき抗議する艇は、「プロテスト」と声をかけ赤色旗を掲揚しなければならず、審問を受ける資格はない。これは規則60.2(a)(1)と63.2(a)を変更している。

(c) レース・エリアでのインシデントに対する救済を要求する艇、または規則 D5.2 に基づく破損による得点の変更を要求する艇は、インシデントまたは破損後、最初の妥当な機会に、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。艇は、レース委員会またはアンパイアが確認するまで赤色旗を掲げなければならない。

規則の項番を変更したものと、(c)救済の要件に「目立つように」が追加

2021

D4.2 大会形式

(a) 帆走指示書には、大会の形式とステージ、および特別な得点規則を記載しなければならない。

2025

D4.2 大会形式

(a) **レース公示または**帆走指示書には、大会の形式とステージ、および特別な得点規則を記載しなければならない。

2021

D4.3 ラウンドロビン・ステージの得点

(c) 前のラウンドロビン・ステージからの成績を繰り越すのは、帆走指示書に記載されている場合のみでなければならない。

2025

D4.3 ラウンドロビン・ステージの得点

(c) 前のラウンドロビン・ステージからの成績を繰り越すのは、**レース公示または**帆走指示書に記載されている場合のみでなければならない。

SIだけでなくNORに記載できるようにしたもの

2021

D4.5 ノックアウト・ステージの得点

- (a) ラウンドは、そのラウンドのそれぞれのマッチの少なくとも1レースが完了しない限り、得点を記録してはならない。決勝ラウンドと三位決定戦は別個のラウンドである。
- (b) 帆走指示書に記載されたレース勝ち数を先取したチームをマッチの勝者としなければならない。マッチが打ち切られた場合には、そのマッチのレース勝ち数が多いチーム、またはそのマッチのレース勝ち数がタイとなった場合には、そのマッチの最後のレースで勝ったチームをマッチの勝者としなければならない。

2025

D4.5 ノックアウト・ステージの得点

- (a) ラウンドは、そのラウンドのそれぞれのマッチの少なくとも1レースが完了しない限り、**得点が記録されてはならない**。決勝ラウンドと三位決定戦は別個のラウンドである。
- (b) **レース公示または**帆走指示書に記載されたレース勝ち数を先取したチームをマッチの勝者としなければならない。マッチが打ち切られた場合には、そのマッチのレース勝ち数が多いチーム、またはそのマッチのレース勝ち数がタイとなった場合には、そのマッチの最後のレースで勝ったチームをマッチの勝者としなければならない。

SIだけでなくNORに記載できるようにしたもの

APPENDIX E RADIO SAILING RACING RULES

付則E ラジオ・セーリング競技規則



2021

E1.3 第1章、第2章、第7章の規則

(b) 規則20.1および20.3に基づく声かけは、「ルーム」と「タック」という言葉と、声をかける艇のセール番号を含まねばならず、任意の順序でよい。

2025

E1.3 第1章、第2章、第7章の規則

(b) 規則20.1および20.3に基づく声かけは、声をかける艇のセール番号、続いて「**ルーム・トゥ・タック**」という言葉を含まねばならない。

試行していた規則を適用したもの
言葉を「ルーム・トゥ・タック」に明確化
短く正確に声かけができるように順序が定められた

2021

E6.6 救済

規則62.1に以下を追加する。

(e) レース委員会により確認された、外部の無線妨害。(f) 第2章の規則に違反した艇、またはその艇を避けている必要があるレース中でない船舶の行動により操縦不能となった。

2025

E6.6 救済の判決

規則61.4(b)(2) および 61.4(b)(3)を次のとおり変更する。

(2)第2章の規則に違反して適切なペナルティーを履行したかペナルティーを課された艇の行動により被った傷害、物理的損傷、操縦不能、

(3) レースに参加していない、避けていることが要求されている艇、またはIRPCASまたは航路権に関する国内法規に基づき過失があったと判定された船舶の行動による傷害、物理的損傷、または操縦不能。

新規則 61.4(b)(6)を以下に追加する。

(6)レース委員会により確認された、外部の無線妨害。

規則 61.4(c)を以下に追加する。

艇が損傷したために救済が与えられる場合、その救済には、次のヒートまでに修理を行うための妥当な時間(ただし30分以内)を含むものとする。

第5章の変更にあわせたもの
救済について追加され、より詳しくなった

2021

E8 付則Gの変更、セール上の識別

国を示すセール文字の表を除く規則G1を次のとおり変更する。

2025

E8 付則Gの変更、セール上の識別

国を示すセール文字の表を除く規則G1および規則G2を次のとおり変更する。

G2が追加

2021

G1.2 国を示す文字

すべての国際大会で、艇は、国を示すセール文字の表に従い、以下のことを表す、国を示す文字を表示しなければならない。

- (a) 規則75(a)に基づき参加申し込みする場合、オーナーもしくはメンバーの国籍もしくは居住地、またはその所属する、各国連盟。
- (b) 規則75(b)に基づき参加申し込みする場合、その艇の参加申し込みを行った団体の各国連盟。この規則でいう国際大会とは、世界選手権および大陸選手権、レース公示や帆走指示書で国際大会と明記された大会である。

2025

G1.2 国を示す文字

IRSAの世界選手権および大陸選手権、およびレース公示に国際大会と記載されている大会では、艇は付則Gの規則G1の表にある国名を示す文字を表示しなければならず、以下のいずれかを表すものでなければならない。

- (a) 規則75(a)に基づき参加申し込みする場合、艇の所属する、各国連盟。
- (b) 競技者の居住地のある国。
- (c) オーナーまたは競技者の各国連盟。

対象となる大会の種類が明確に

2021

G1.4 仕様

(a) 国を示す文字とセール番号は、大文字とアラビア数字で、はっきりと読みやすく、また同じ色のものでなければならない。ヘルベティカと同じか、またはそれ以上に判読しやすい市販の書体が適している。

2025

G1.4 仕様

(a) 国を示す文字とセール番号は、大文字とアラビア数字で、はっきりと読みやすく、また同じ色のものでなければならない。色はセール本体の色と対照的でなければならない。ヘルベティカと同じか、またはそれ以上に判読しやすい市販の書体が適している。デジタル書体は使用してはならない。

セール本体の色と対照的であることが必要に
デジタル書体の使用禁止

2021

G1.6 例外

(a) セールのサイズのため、規則G1.2『国を示す文字』に従えない場合、規則G1.2、G1.4、G1.5に対する例外を以下の優先順で適用しなければならない。

(1) 国を示す文字を、セール番号の下30mm未満に、ただし20mm以上で、付けること。(2) 国を示す文字を、セールの反対面で30mm未満、ただし20mm以上、の間隔で付けること。

(3) 文字の高さを45mm未満に、ただし40mm以上で、縮小すること。

(4) 国を示す文字を省略する。

(b) セールのサイズのため、規則G1.3『セール番号』に従えない場合、規則G1.4、G1.5に対する例外を以下の優先順で適用しなければならない。

(2) セール番号を、セールの反対面で30mm未満、ただし20mm以上、の間隔で付けること。

2025

G1.6 例外

セールのサイズのため、規則G1.4、G1.5 に従えない場合、以下のような優先順で修正されなければならない。

(a) セール番号は規定されたラインより下に越えてもよい。

(b) 垂直方向の間隔を20mmまで減らすことができる。

(1) まず、セール番号と国を示す文字の間隔、そして

(2) そして国を示す文字と文字の間隔。

(c) 国を示す文字の高さを40mmまで減らすことができ、または国を示す文字を省略しなければならない。

(d) セール番号の垂直方向の間隔を20mmまで減らすことができる；

(e) セール番号の高さを90mm未満、80mm以上まで減らすか、最も大きなセール以外はセール番号を省略しなければならない。

優先順位と内容が変更となっている

2021

2025

G2 その他の艇

その他の艇は、各国連盟またはクラス協会によってクラスを示す印、セール番号および国を示す文字の割り当て、表示、大きさに関する規則が変更されない限り、規則E8に従わなければならない。また変更された規則は、実行可能な場合、上記の要件に適合しなければならない。

E8に従わなければならないことが新たに追加された

APPENDIX F KITEBOARDING RACING RULES

付則F カイトボーディング競技規則



2021

31 マークとの接触

規則31を次のとおり変更する。

レース中、カイトボードは風上マークと接触してはならない。

2025

(削除)

カイトボードは水上を速いスピードで動くため、接触は傷害やカイトボード/
マークの損傷を引き起こす可能性がある
→ロボットマークの運用も増えており、マークを守る重要性が高まっている

APPENDIX G IDENTIFICATION ON SAILS

付則G セール上の識別

APPENDIX H WEIGHING CLOTHING AND EQUIPMENT

付則H 衣類と装備の計量

2021

G1.1

(b) すべての国際大会では、艇が全競技者に対して用意される場合を除き、艇の所属する各国連盟を示す、下記の表の国を示す文字。この規則での国際大会とは、World Sailing 大会、世界選手権大会と大陸選手権大会、およびレース公示と帆走指示書に国際大会と記述してある大会をいう。

2025

G1.1

(b) すべての国際大会では、艇が全競技者に対して用意される場合を除き、艇の所属する各国連盟を示す、下記の表の国を示す文字。この規則での国際大会とは、World Sailing 大会、世界選手権大会と大陸選手権大会、およびレース公示と帆走指示書に国際大会と記述してある大会をいう。

「国際大会」であることの要件を緩和するため、レース公示のみの記載に

APPENDIX J

NOTICE OF RACE AND SAILING INSTRUCTIONS

付則J レース公示と帆走指示書



2021

2025

J1.2

(6) 規則90.3(e)が適用されること、および、その規則の「24時間」の時間制限に関する変更。

90.3(e)の適用を広めるための追加
→付則Jに記載することで利用を促す

2021

J1.3

(1) 規則86に基づき認められている、競技規則の変更。それぞれの規則を明示して、変更内容を記載する。

2025

J1.3

(1) 規則86.1に基づき認められている、競技規則の変更。それぞれの規則を明示して、変更内容を記載する。

86→86.1と誤りを修正した

2021

J2.1

(3) 帆走するコース、またはコースを選択する場合に用いるマークのリスト、およびそれに関連するコース信号の方法の完全な説明。

2025

J2.1

(3) 帆走するコース、またはコースを選択する場合に用いるマークのリスト、およびそれに関連するコース信号の方法、**および艇がフィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切る方向に変更がある場合**の完全な説明。

定義フィニッシュの変更にあわせたもの

2025

J2.2 レース公示に含まれていない場合、帆走指示書には以下の事項のうち適用されるものを含めなければならない。

...

(15) レース委員会により障害物に指定される物体、区域またはラインの説明（定義『障害物』参照）およびその区域への侵入またはそのラインを横切ることの制限。

...

追加
改正

J2.2 レース公示に含まれていない場合、帆走指示書には以下の事項のうち適用されるものを含めなければならない。

...

(15) 規則により障害物であると指定された、物体、区域またはラインの説明（定義『障害物』参照）およびその区域への侵入またはそのラインを横切ることの制限に関する記述。

...

本則の定義：障害物の改正に伴う改正

APPENDIX N INTERNATIONAL JURIES

付則N インターナショナル・ジュリー

APPENDIX P SPECIAL PROCEDURES FOR RULE 42

付則P 規則42に関する特別な手順



2021

N1.4

(b) ジュリーのチェアマンは、それぞれが最低3名からなるパネルを任命することができ、それぞれのパネルの過半数はインターナショナル・ジャッジでなければならない。それぞれのパネルのメンバーは、最低3つの異なる各国連盟からの者でなければならない。ただし、グループM,N,およびQ内では、最低2つの各国連盟からの者でなければならない。パネルの判決に納得できない場合には、当事者は30分以内または帆走指示書に規定された締切時刻までに要求すれば、認定された事実に関することを除き、規則N1.1, N1.2,およびN1.3に従って構成されたパネルによる審問を受ける資格を得る。

2025

N1.4

(b) ジュリーのチェアは、それぞれが最低3名からなるパネルを任命することができ、それぞれのパネルの過半数はインターナショナル・ジャッジでなければならない。それぞれのパネルのメンバーは、最低3つの異なる各国連盟からの者でなければならない。ただし、グループM、NおよびQ内では、最低2つの各国連盟からの者でなければならない。パネルの判決に納得できない場合には、当事者は判決を通告されてから30分以内または帆走指示書に規定された締切時刻までに要求すれば、認定された事実に関することを除き、規則N1.1、N1.2およびN1.3に従って構成されたパネルによる審問を受ける資格を得る。

要求できる期限を明確化したもの

2021

P1.2

規則P1.1に基づき任命されたオブザーバーは、規則42に違反している艇を目撃した場合には、その艇がレース中でなくなったとしても、常識的にできるだけ早く、音響信号を発し、その艇に黄色旗を指し示し、セール番号を呼びかけることにより、ペナルティーを課することができる。このようにしてペナルティーを課された艇は、同じインシデントでの規則42に基づく2回目のペナルティーを課されることはない。

2025

P1.2

規則P1.1に基づき任命されたオブザーバーが、**艇が規則42に違反したと判断した場合には、たとえその艇がレース中でなくなったとしても、常識的にできるだけ早く、音響信号を発し、その艇に黄色旗を指し示し、その艇に呼びかけて明確に特定することにより、その艇にペナルティーを課することができる。**このようにしてペナルティーを課された艇は、同じインシデントでの規則42に基づく2回目のペナルティーを課されることはない。

その艇を明確に特定できればセール番号でなくてもよい、というものの
RO/NJ：SI等で「識別番号」などを追加する必要がなくなる
NJ：他の混乱（オーナー番号、県番号、エントリー番号、他のクラスなど）に配慮が必要となる

APPENDIX R

PROCEDURES FOR APPEALS AND REQUESTS

付則R 上告と要請の手順



2021

上告と要請の手順

規則70参照。各国連盟は、この付則を各国連盟規程によって変更することができる。ただし、レース公示または帆走指示書により変更してはならない。

2025

上告と要請の手順

規則70参照。各国連盟は、この付則を各国連盟規程によって変更することができる。ただし、レース公示または帆走指示書により変更してはならない。

期限は、もっともな理由がある場合、各国連盟により、延長されなければならない。

電子通信により文書送信速度は大幅に向上しており、それに伴い時間が短縮されている
※R2.1 (a), (b)、R2.3参照
→これに対し、必要に応じて期間を延長できるようにしたもの

APPENDIX S STANDARD SAILING INSTRUCTIONS

付則S 標準帆走指示書



2021

12.1 タイム・リミットを定める場合、「補完」にて以下のうちのどれが適用されるか、およびそれぞれの時間を記載する。

- ・マーク1 タイム・リミット

最初の艇がマーク1を通過するまでのタイム・リミット。

- ・レース・タイム・リミット

最初の艇が、スタートしてコースを帆走し、フィニッシュするまでのタイム・リミット。

- ・フィニッシュ・ウィンドウ

コースを帆走する最初の艇の後の艇がフィニッシュするまでのタイム・リミット。

2025

12.1 タイム・リミットを定める場合、「補完」にて以下のうちのどれが適用されるか、およびそれぞれの時間を記載する。

- ・マーク1 タイム・リミット

最初の艇がマーク1を通過するまでのタイム・リミット。

- ・レース・タイム・リミット

最初の艇がコースを帆走するまでのタイム・リミット。

- ・フィニッシュ・ウィンドウ

最初の艇がコースの帆走をした後、その他の艇がフィニッシュするまでのタイム・リミット。

定義「コースの帆走」の変更に伴うもの

→OCSやNSCの艇は対象にならない

※UFD、BFDでもスタートしている場合は対象となる

APPENDIX T ARBITRATION

付則T 調停



2021

調停

この付則はレース公示または帆走指示書に記載された場合にのみ適用される。

調停は抗議の解決過程に追加の手順を加えるものであるが、いくつかの抗議審問の必要性を取り除くことができ、それにより多くの抗議が予想される大会の進行を速めることができる。調停は、調停員を務める見識のある人物の追加を必要とするため、全ての大会に適しているとは言えない。調停に関するより詳しい指針は、World Sailing ジャッジ・マニュアルで見出すことができる。マニュアルはWorld Sailing ウェブサイトからダウンロードできる。

2025

調停

この付則の**全部または一部は**レース公示または帆走指示書に記載された場合にのみ適用される。調停は抗議の解決過程に追加の手順を加えるものであるが、いくつかの抗議審問の必要性を取り除くことができ、それにより多くの抗議が予想される大会の進行を速めることができる。~~調停は、調停員を務める見識のある人物の追加を必要とするため、全ての大会に適しているとは言えない。~~調停に関するより詳しい指針は、World Sailing ジャッジ・マニュアルで見いだすことができる。マニュアルはWorld Sailing ウェブサイトからダウンロードできる。

調停の手続きを経ずにPost-Race Penaltyを行うため
→従来でも可能だったが、よりわかりやすくしている
→他のアレンジも可能となる

「調停は、調停員を務める見識のある人物の追加を必要とするため、全ての大会に適しているとは言えない。」が削除された理由：

- ・プロテスト委員会メンバーのほかに調停員が必要と読めてしまう
- ・調停員は見識ある人物でないと務まらない
- ・大会の特性などを踏まえ、OAやofficialsで付則Tを適用するか検討するのは当然である

→プロテスト委員会メンバーで調停員を指名する

→調停員は見識ある人物であること

→SIs作成時に付則Tを適用するかどうか、よく検討する必要がある



CHANGES AND CORRECTIONS MADE BY WORLDSAILING IN *THE RACING RULES OF SAILING FOR 2025-2028*

**World Sailingによる
「セーリング競技規則 2025-2028」の修正点**

箇所	(誤)	(正)
付則M 2.3(e)	improper action or omission	improper action or improper omission
27.3	H旗の上にN旗	N旗 、H旗の上にN旗
32.3	レースを	進行中の レースを
63.1(a)(4)	the representative shall have been on board	representatives of boats shall have been on board
63.3(e)	protest committee	protest committee member
69.2(j) 69.2(k)	World Sailing規定集 特定の国際大会	『倫理規程』 主要な 国際大会
第7章全ての ページ上部	RACE ORGANIZATION	EVENT ORGANIZATION
付則B B5 60.4	規則60.4(a)	規則60.4(a)(2)
付則C 前文	視覚障害競技者	視覚障 が いセーラー

箇所	(誤)	(正)
付則E 前文	Test Rule for Umpired Radio Sailing	Development Rules for Umpired Radio Sailing
付則F F5 60.2(a)(1)	…には、「プロ…	…には、 最初の適切な機会に 「プロ…
付則F F5 60.5(e)	引き起こした場合、	引き起こした とプロテスト委員会が判断した場合、
G1 国を示す セール文字 (訂正)	香港 チェコ共和国 マケドニア(旧ユーゴスラビア共和国)	香港、香港特別行政区 チェコ 北マケドニア
付則S SI レース・タイ ム・リミット フィニッシュ・ ウィンドウ	文中「;」	文中「;」 削除

箇所	(英)	(日)
G1 国を示す セール文字 (追加)	Bolivia BOL Botswana BOT Brunei BRU Cambodia CAM Iran IRI Iraq IRQ Jordan JOR Macau, China MAC Montserrat MNT Solomon Islands SOL St Kitts & Nevis SKN Tajikistan TJK Timor Leste TLS Tonga TGA Turks & Caicos TCA	ボリビア ボツワナ ブルネイ カンボジア イラン イラク ヨルダン マカオ、中国 モントセラト ソロモン諸島 セントクリストファー・ネイビス タジキスタン 東ティモール トンガ タークス・カイコス諸島

